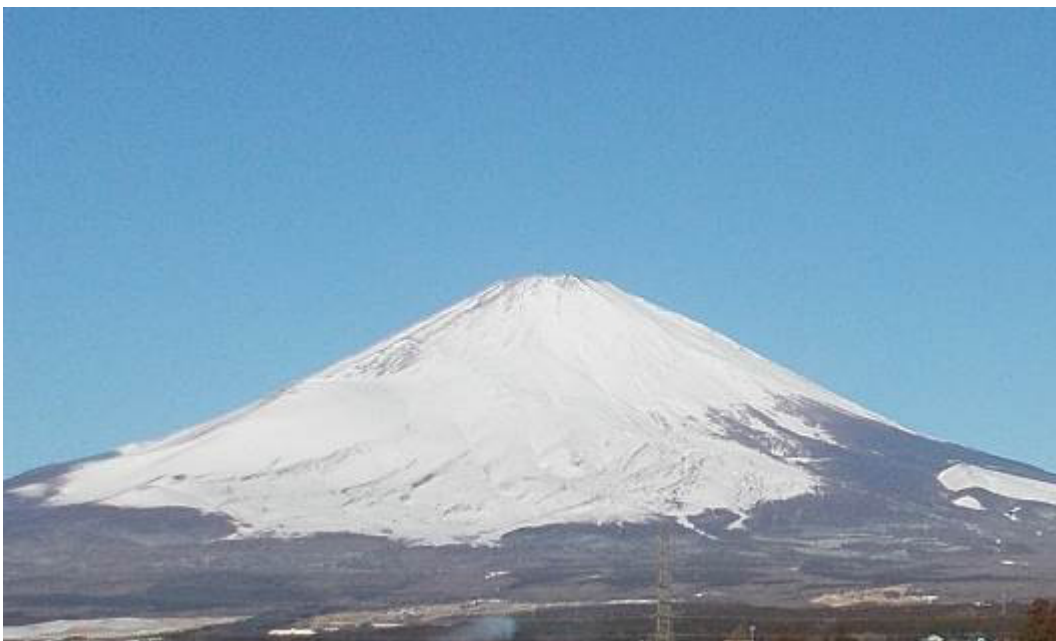


静岡県犯罪被害者等支援推進計画 検証結果(平成 29 年度)



平成 30 年 12 月
静岡県

1 はじめに

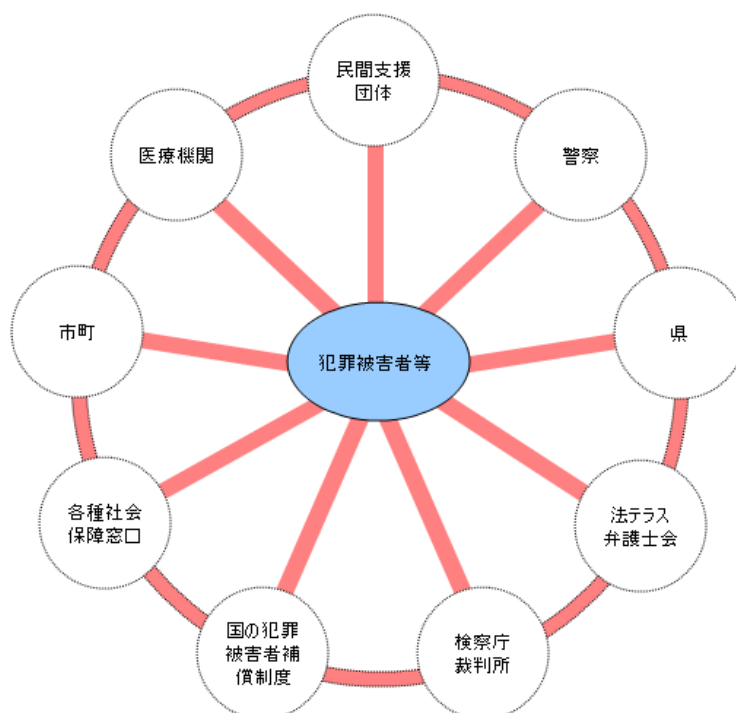
静岡県では、不幸にも犯罪等の被害に遭われた犯罪被害者等に対して、権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、平成27年4月1日「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行し、平成28年10月11日に、「県条例」第8条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を公表しました。この推進計画は、本県における犯罪被害者等の支援を県機関が民間支援団体等関係機関と協力し、総合的に推し進めるための指針となるもので、実施期間は平成28年度から平成32年度までの5年間で、毎年度、施策の実施状況の確認、検証を行います。今回、平成29年度中、県機関において実施された取組の成果等について、有識者から意見聴取を行うとともに犯罪被害者等支援推進本部において確認、検証を行い、その結果を、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（平成29年度）」（以下「検証結果」という。）として取りまとめました。

今回の「検証結果」については、翌年度以降の県機関の施策の策定に活用していきます。

注）用語の定義

- 犯罪等・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等・・・犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 県機関・・・知事部局、教育委員会、警察本部の各所属
- 民間支援団体・・・犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

2 静岡県が目指す、犯罪被害者等支援の目指すべき連携・協力のイメージ （以下のイメージ図を「関係機関」という。）



3 推進計画の体系（4つの基本理念、4つの重点課題）

(1) 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念の下、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指しています。

(2) 重点課題

犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握し「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めています。



(3) 計画の体系

重点課題	基本方針	取組	県機関
犯罪被害者等に対する各種情報の提供	相談及び情報の提供等(第9条)	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部
		被害者連絡の確実な実施	警察本部
		各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部、くらし交通安全課、精神保健福祉センター、女性相談センター
		市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課
		スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会
		被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会
		心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会(義務教育課)
		関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課
		DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課
		児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課、児童相談所
高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課		
障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課		
損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)	専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部、くらし交通安全課	
	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	
経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)	犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部	
	税法上の救済制度の情報提供	警察本部	
	暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部	
	医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	
	母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課	
	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部、くらし交通安全課	
	対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部	
	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	
	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部、くらし交通安全課	
	日常生活の支援(第12条)	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部
カウンセリング費用の公費負担制度について検討する		警察本部	
性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用		警察本部	
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣		教育委員会	
犯罪被害者等からの相談受理		精神保健福祉センター	
関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援		障害福祉課	
DV被害者の自立支援		こども家庭課、女性相談センター	
要保護児童への立ち直り支援		児童相談所	
加害者からの再被害防止対策の徹底		警察本部	
DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護		警察本部、児童相談所、女性相談センター	
安全の確保(第14条)	DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部、女性相談センター	
	関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	
	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課、女性相談センター	
	保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課、女性相談センター	
	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会	
	犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担	警察本部	
居住の安定(第15条)	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	
	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	
	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所、女性相談センター	
	犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課、くらし交通安全課	
	被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所	
	様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	
	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課	
	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課	
雇用の安定(第16条)	事業主との間の労使問題に係る相談受理	労働政策課	
	被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部	
捜査の過程における配慮等(第17条)	指定被害者支援要員に対する研修	警察本部	
	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部	
	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	
	司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部	
	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部	

重点課題	基本方針	取組	県機関	
関係機関相互の連携	民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	
		民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部、くらし交通安全課	
		民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	
		緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)	指定被害者支援要員の弾力的な運用	警察本部
			署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部
			県民の理解の増進(第19条)	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実
	犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部、くらし交通安全課		
	犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部、くらし交通安全課		
	「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課		
	被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部		
	「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課		
理解の増進	学校における教育(第20条)	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部、教育委員会(義務教育課、高校教育課)	
		生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会(義務教育課、高校教育課)	
		こころの教育の推進	教育委員会(高校教育課)	
		体験活動を通じた教育の推進	教育委員会(義務教育課)	
		私たちの道徳の配布	教育委員会(義務教育課)	
		生命を尊重する心構えや態度の育成	教育委員会(特別支援教育課)	
		豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会(特別支援教育課)	
		犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)	指定被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部
			警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部
			女性地域警察官研修会の開催	警察本部
女性被害捜査官研修会の開催	警察本部			
警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部			
犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部			
犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課			
県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課			
DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所			
犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター			
児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)			
意見の反映(第22条)	アンケート調査の実施		警察本部	
	有識者の意見の反映		警察本部	
	パブリックコメントの実施	警察本部、くらし交通安全課		

4 重点課題ごとの主な取組（施策）の実施状況

主な取組（施策）の実施状況について重点課題ごとに以下のとおりまとめました。なお、全ての取組（施策）の実施状況は、末尾にあります。

(1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条）

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害のほかに、捜査や裁判、葬儀などの様々な問題に遭遇することになり、自力での解決には非常に困難な状況にあることから、犯罪被害者等が必要とする情報の提供や助言を行うことにより、更なる被害を最小限に抑える各種取組を行いました。

ア 各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上（警察本部、くらし交通安全課）

- くらし交通安全課と警察本部で初めて合同研修会を行い、管轄行政区を同一にする市町の担当者と警察官によるグループワーク等の共同活動を通し、担当者同士が顔の見える関係を築くとともに、それぞれの機関の制度や対応の違いを踏まえた協力体制の構築を図りました。



〔平成29年11月犯罪被害者等支援担当者研修会（平成29年度初開催）〕

- 性犯罪被害者がより相談しやすい環境を整備するため、全国共通の短縮ダイヤル#8103（ハートさん）の運用を開始しました。



イ 市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け（くらし交通安全課）

- 県内35全市町において施策担当窓口及び総合的対応窓口の設置が完了しました。

ウ スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実（教育委員会）

- 政令指定都市を除く県内全小・中学校（491校）、県立高等学校22

- 校、特別支援学校 10 校にスクールカウンセラーを派遣・配置しました。
- エ DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示（男女共同参画課）
- DV防止セミナー（参加者：75 人）、デートDV防止出前セミナー（19 校）を開催するとともに、DV防止パンフレットを配布しました。
- オ 高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術向上（長寿政策課）
- 高齢者の権利擁護に関する市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設しました（年間相談件数：45 件）。また、高齢者虐待対応を担当する市町等職員に対して事例検討会及び研修会を開催しました。
- カ 障害者虐待防止支援センターにおける相談対応（障害者政策課）
- 障害者虐待防止支援センターにおいて関係機関と連携して虐待等の被害を受けた障害者やその関係者からの相談に対応しました（通報・相談件数：24 件）。
- キ 医療保険の円滑な利用の確保（国民健康保険課）
- 市町向け研修会や実地検査等を通じて、加害者の署名が入った損害賠償誓約書の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を担当者へ周知しました。

(2) 精神的・経済的支援（第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条）

犯罪等に遭ったことに伴う精神的ショックのほか、被害直後から中長期にわたる心身の不調を回復・軽減するとともに、再び被害を受けるのではないかという不安等を取り除くための各種施策や様々な経済的助成制度の確実な教示など、精神的・経済的負担を軽減する各種施策を行いました。

- ア カウンセリング費用の公費負担制度について検討する（警察本部）
- カウンセリング等公費負担制度の試行運用を開始し、被害者等へ公費負担を行いました（5 人 26 回 127 千円）。
- イ 関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援（障害福祉課）
- 高次脳機能障害支援拠点を県内に 6 か所設置し、医療相談会を 19 回開催（相談人数：延べ 51 人）したほか、支援従事者研修会を 7 回（研修参加者：399 人）、高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門家委員会を 2 回、医療体制連携強化事業を 1 回（研修参加者：48 人）開催しました。
- ウ 犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用（公営住宅課）
- 犯罪被害者の県営住宅への一時入居の受入れを 1 件行いました。
- エ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保（こども家庭課）
- DV被害者の一時保護委託先を 13 か所（賀茂 1 か所、東部 5 か所、中部 2 か所、西部 4 か所、県外 1 か所）確保しました。
- オ 犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供（雇用推進課）
- 障害を負った人が就職を希望した場合、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなど、36,427

件の障害者に対する相談支援を行いました。

カ 事業主との間の労使問題に係る相談受理（労働政策課）

- 各県民生活センター（中小企業労働相談所）において、前年度を上回る 2,506 件の労働問題について、県民からの相談に対応しました。

(3) 関係機関相互の連携（第 7 条第 2 項、第 18 条）

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因等、個々の事情によって必要とする支援が異なり、また、その支援内容は多岐にわたることから、民間支援団体等関係機関がそれぞれの役割を適切に果たしていくとともに、各機関が連携して途切れのない支援をするための各種施策を行いました。

ア 民間支援団体への情報提供の強化（警察本部）

- 警察本部から認定 N P O 法人静岡犯罪被害者支援センターに対して、30 件の被害者等に関する情報提供を行いました。

イ 署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化（警察本部）

- 関係機関、団体等との連携強化を目的とした各警察署単位の犯罪被害者支援連絡協議会を、26 署で開催しました。

特に熱海警察署の犯罪被害者支援連絡協議会においては、管内で殺人事件が発生したという想定に基づく被害者支援シミュレーション訓練を契機に、参加した熱海商工会議所から、被害後の遺族に対して 1 か月 10 kg の白米を 1 年間支給する等の生活支援策が盛り込まれた「犯罪被害者遺族を温かく支える『熱海・あたたか支援米』協定」（以下「協定」という。）が提案され、熱海警察署と商工会議所間で締結されました。その後、熱海温泉ホテル旅館協同組合、一般社団法人熱海市観光協会からも協定参加の申出があり、地域における支援団体の輪が広がるとともに支援施策が拡充されました。



〔熱海・あたたか支援米協定の内容（4 者協定）〕

殺人事件等の被害者遺族に対して以下の支援が行われます。

- ・ 1 か月 10 kg 白米（1 年間）
- ・ 配偶者の就業支援
1 か月 10 万円（3 か月間）
- ・ 子息への学費助成
義務教育 5 千円（3 年間）
高等学校 1 万円（3 年間）

(4) 理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条）

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策については、いまだ社会一般の理解が進んでいないことから、県民に対して犯罪被害者等支援の理解の増進に結びつけるための各種施策を行いました。

ア 犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化（警察本部、くらし交通安全課）

- 犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）に合わせて、静岡市、沼津市、浜松市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、弁護士会、司法書士会等と協働して、JR静岡駅（11/21）、沼津駅（11/28）、浜松駅（11/29）において街頭広報を行いました。



平成 29 年 11 月 21 日静岡駅街頭広報

イ 犯罪被害者等支援講演会 in しずおかの継続開催（警察本部、くらし交通安全課）

- 静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会を開催しました。

開催日 11月26日（土）

場 所 静岡市東部勤労者福祉センター「清水テルサ」

講 師 清水 誠一郎 氏

演 題 「生きていく決意」心（むすめ）と共に



ウ 命の大切さを学ぶ教室の開催（警察本部、くらし交通安全課、教育委員会）

- 警察本部、教育委員会が連携して、中学校 8 校・高等学校 4 校で命の大切さを学ぶ教室を開催しました（受講者：5,147 人）。



島田市立六合中学校



静岡県立松崎高等学校

- くらし交通安全課、教育委員会が連携して高等学校 13 校で生命のメッセージ展（事件・事故の犠牲者の等身大パネル展示や御遺族の講演）を開催しました。

5 検証結果

平成 29 年度は、前年度と同様、各機関とも、おおむね推進計画に沿った取組（施策）を実施することができました。

特に県民にとって最も身近な行政窓口である全ての市町において、犯罪被害者等の施策担当窓口及び総合的対応窓口の整備が完了したことや全国共通の性犯罪被害相談電話が導入されたことにより、犯罪被害者等がより利用しやすい相談窓口の拡充が図られました。

また、カウンセリング費用の公費負担制度の運用開始や、「熱海・あたたか支援米協定」の締結など、精神的・経済的支援についても拡充を図ることができました。

今後も犯罪被害者等に資する施策や制度の新設、あるいは拡充に努めていくことで、犯罪被害者等のニーズに応えた途切れのない支援の実現につなげていきます。

6 意見の反映

(1) 前年度検証時に提出された意見に対する回答

平成 28 年度の検証時に静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員から提出された意見に対する回答は以下のとおりです。

	有識者意見内容	推進本部の回答
1	SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を使用するなど相談しやすい窓口の拡充が必要と考えます。 （第 9 条関係）	県の各機関に、メールで相談を受け付ける常設の相談窓口は複数ありますが、SNSを利用した常設の相談窓口はありません。 SNSでの相談対応は、相談という高度な個人情報情報の漏洩を防ぐためにも適切とは言いがたく、また、SNS上の真偽不明な相談内容に対し、電話や面接での相談と同水準の対応は困難であるため、現時点ではSNSによる相談窓口の常設は保留とし、SNSのセキュリティの向上等を踏まえた将来における検討課題とするとともに、引き続き被害者等がより相談しやすい環境を整えられるよう努めてまいります。
2	県から犯罪被害者等に対する見舞金等の支給の制度化が必要と考えます。 （第 11 条関係）	全国的に見舞金等を支給している都道府県はごくわずかですが、県での見舞金制度の必要性、制度設計等について、他の都道府県の状況を踏まえつつ研究してまいります。
3	臨床心理士資格を有する警察官の公認心理師資格取得に伴う組織的な支援の充実を望みます。 （第 13 条関係）	臨床心理士資格を有する警察官の公認心理師資格取得に伴う組織的な支援として、受験費用の補助、受験資格取得に必要な講習費用の補助を行ってまいります。
4	スクールカウンセラー等の配置の充実及び義務教育課程におけるスクールカウンセラーの常勤専従化の早期実現を望みます。 （第 13 条関係）	スクールカウンセラー等の配置につきましては、平成 29 年度中、県内小中学校（政令市を除く）への配置を維持しつつ、「学校規模に応じた配置時数の見直し」を行ったほか、県立高校 22 校、特別支援学校 10 校にスクールカウンセラーを配置するなど充実が図られております。 また、義務教育課程においては、平成 30 年度から 4 中学校区をモデル地区として常時勤務型スクールカウンセラーを配置し、その効果を基に常時専従化の是非を検証してまいります。
5	機能が充実したワンストップ支援センターの設置の必要性があると考えます。 （第 13 条関係）	平成 30 年 7 月 2 日に「静岡県性暴力被害者支援センター（愛称：SORA）」が開設されました。

6	<p>県営住宅への一時入居に伴う転居費用等の一時金支給の制度化を望みます。 (第 15 条関係)</p>	<p>今後の犯罪被害者等支援担当者研修会などで、転居費用等の一時金支給を含めた支援制度の充実について働き掛けてまいります。 なお、犯罪被害者等が生活困窮に陥った場合、静岡県社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付制度を利用できる場合があります。</p>
7	<p>県営住宅への一時入居時に必要な備品（照明器具等）の一時貸出サービスの検討及び制度化が必要と考えます。 (第 15 条関係)</p>	<p>現時点、県の機関内で備品の一時貸出サービスを行える部署はありません。今後、被害者等のニーズに基づいて制度化について検討してまいります。 なお、犯罪被害者等が生活困窮に陥った場合、静岡県社会福祉協議会において一時入居の際の物品貸出等を利用できる場合があります。</p>
8	<p>指定被害者支援要員への女性職員の増員を望みます。 (第 18 条関係)</p>	<p>現在、静岡県警察では、女性警察官の割合を増やしているところであり、これに合わせて指定被害者支援要員についても女性職員の割合が増える予定です。</p>
9	<p>各市町における条例制定の促進を求めます。 (第 18 条関係)</p>	<p>犯罪被害者等支援担当者研修会、警察署犯罪被害者支援連絡協議会等の機会などを通じ、市町担当者に対し、条例制定の働き掛けを行ってまいります。</p>
10	<p>命の大切さを学ぶ教室の開催数の増加を望みます。 (第 20 条関係)</p>	<p>開催数の増加を図るため、被害者遺族等の講師による教室に併せて、警察庁が作成したDVDを使用した教室の開催を推進します。 また、教育委員会からの推薦校以外の学校であっても、希望があれば開催可能であることを広く広報し、開催数の増加を図っていきます。</p>

(2) 平成 29 年度検証結果に対する意見

静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（平成 29 年度）に対する、静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員からの意見は次のとおりでした。

平成 30 年度の施策に反映させるべく努めてまいります。

	有識者意見	担 当
1	平成 29 年度、藤枝市において県内市町初となる犯罪被害者等支援条例が制定され、見舞金の受給等、居住する行政からの支援を受けることは、犯罪被害者等にとって、とても心強く負担軽減につながっていると感じます。 こうした取組が藤枝市のみにも留まることなく、県民がどの市町に居住していても同じ支援が受けられるよう、早急に県内全市町に条例が制定されるよう望みます。	くらし交通安全課 警察本部
2	「熱海・あたたか支援米」協定は、犯罪被害者等への白米の支給だけでなく、配偶者の就業支援、子息の学費助成が盛り込まれており、官民連携の好事例であり、犯罪被害者等に対する市民の理解の促進が進む効果があると思われまます。こうした先進的な取組を行っている自治体等を紹介し、県民への周知を望みます。	警察本部 くらし交通安全課
3	県による犯罪被害者等への見舞金等経済的支援の検討を望みます。	くらし交通安全課
4	県による犯罪被害者支援のための目的税の導入の具体的な検討を望みます。	くらし交通安全課
5	被害者支援カウンセラーの運用について、稼働スタッフ数が少ないことから、増員が必要であると考えまます。また、同カウンセラーに公認心理師資格取得者が加わることを望みます。	警察本部
6	カウンセリング費用の公費負担制度について、支出の実績があったことで、犯罪被害者等のニーズがあったことが確認できたといえます。そこで、自ら援助を求めにくい被害者には特に制度の利用のしやすさを周知していく必要があると思われまます。また、利用期間などを検証し、助成額の増額について検討を望みます。	警察本部
7	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣について、特に平成 30 年度から 4 学校区をモデル地区として常時勤務型スクールカウンセラーが配置されることと思ひまますが、チーム学校組織における、専門家の効果的な配置は児童生徒だけでなく、多忙な教職員の支援にもつながることから、制度の更なる拡充を望みます。	教育委員会

8	現在、静岡県弁護士会では、犯罪被害者等に対して、事件発生当初のメディアスクラム対応の無償化について検討していますが、県においても、弁護士費用の補助制度の検討を望みます。	くらし交通安全課
9	犯罪被害者支援に従事する職員を対象とした代理受傷の研修について、警察本部職員だけでなく支援に関わる民間団体へも対象を拡大し、研修を受講できる環境の整備を望みます。	警察本部
10	「静岡県性暴力被害者支援センター(愛称:SORA)」の体制について、現在、県内1か所となっている拠点を東部・中部・西部・伊豆の県内4か所に設け、これを病院内に設置することを望みます。	くらし交通安全課
11	「静岡県性暴力被害者支援センター(愛称:SORA)」の開設に伴い、相談センターの相談員と「認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター」の支援員との相互の情報共有並びに研修会等を通じたスキルアップなど、更なる連携の促進を望みます。	くらし交通安全課
12	犯罪被害者支援の広報啓発活動は、毎年11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に各行政機関で行われていますが、県民への周知はいまだに図られていないのが現状です。 各行政機関には、「犯罪被害者週間」に限らず年間を通じて積極的な広報啓発活動を求めるとともに、犯罪被害者支援に関するテレビ番組等の作成、被害者の講演等を通して、県民への更なる理解増進を図る取組を望みます。	くらし交通安全課 警察本部
13	「命の大切さを学ぶ教室」は、開始当初と比べ数多くの学校で実施され、これからの日本を担う若者に対する教育としては大変素晴らしいと思います。今後も同教室の継続を望みます。	警察本部 教育委員会
14	児童・生徒が犯罪に遭遇したときの危機対応研修の開催について、平成29年度実施されていないので開催することを望みます。	教育委員会

静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員

役 職	氏 名
会長 国立大学法人静岡大学教授	江口 昌克
副会長 ひとすぎ法律事務所・弁護士	一杉 泰博
委員 被害者遺族	朝比奈 幹夫
委員 ㈱静岡新聞社 社会部長兼写真部長兼論説委員	上原 広彦
委員 静岡県商工会議所連合会 専務理事・事務局長	中村 泰昌
委員 認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター次長	藤原 智代
委員 医療法人社団リラ溝口病院院長	溝口 明範

7 重点課題ごとの各施策の実施状況及び検証結果

重点課題 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

相談及び情報の提供等(第9条関係)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
取組(施策)	県機関			
1	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	○指定被害者支援要員が、被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、刑事手続等について教示した。(554件) ○被害者の手引(交通事故被害者用)の改訂を行った。	対象事件を把握し、手引の交付状況についても確認を行っていることから、被害者等に対し漏れなく手引の交付、制度の教示を行うことができたものと判断する。今後も漏れのない交付及び教示を実施するとともに手引の内容の充実に努めていく。
2	被害者連絡の確実な実施	警察本部	対象となる被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査の状況等に関する情報提供を実施した。	被害者連絡状況の確認等により、必要な連絡ができたものと判断する。今後も必要な連絡を確実に行うよう努めていく。
③	各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部 くらし交通安全課 精神保健福祉センター 女性相談センター	○犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 県・市町担当者と管轄警察署担当者との合同研修会を初開催した。 開催日:11/8(水)、11/13(月)、11/16(木) 参加人数:102人(くらし交通安全課・警察本部) ○各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施。 □第1回女性保護担当職員・女性相談員研修 4/7(58人) □第2回女性相談担当職員・女性相談員研修 10/4(53人) □第3回女性保護担当職員・女性相談員研修 2/23(60人) □女性保護・DV相談担当者研修会 5/12(中遠37人) 5/19(賀茂14人) 5/26(東部52人) 6/2(藤枝35人) □女性相談員スーパービジョン研修 6/26(30人) □女性相談員事例検討会 12/1(中西部12人) 12/8(東部12人) ○講師依頼により実施 □警察学校講師(11/28、2/6)(女性相談センター) ○#8103運用開始(警察本部)	くらし交通安全課と警察本部が初めて合同研修会を行うなど、窓口の充実、担当者の技術の向上に向けた取組が行われた。今後も継続して各種研修等を開催する。
④	市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課	○施策担当窓口数:35/35市町(100%) ○総合的対応窓口数:35/35市町(100%) H29.8.1に県内全市町の窓口設置完了	県内全市町の窓口設置が完了したことから、本施策について完結とする。
⑤	スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会	○政令市を除く県内全小・中学校(491校)にスクールカウンセラーを派遣した。(相談件数:児童生徒33,815件、保護者28,657件、教職員47,985件)(義務教育課) ○県立高等学校22校に配置 2798時間(高校教育課) ○10の拠点校に配置し、各校に派遣。相談人数は、延べ1,806人。(特別支援教育課)	平成28年度と同等にスクールカウンセラーの派遣を実施することができた。今後も継続して学校内の相談体制の充実を図る。
6	被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○政令市を除く県内全小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布した。(相談受付:「いじめ・暴力対策メール」13件、「24時間子供SOSダイヤル」372件)(義務教育課) ○いじめ・悩みごと相談マップの周知(高校教育課) ○各学校において必要に応じて相談機関を紹介。被害報告なし。(特別支援教育課)	相談窓口を掲載した文書の配布等により相談機関を広く紹介するとともに、必要に応じて相談機関の紹介等を実施した。今後も継続して相談機関の紹介に努める。
7	心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会 (義務教育課)	○政令市を除く県内全小・中学校(491校)にスクールカウンセラーを派遣した。(相談件数:児童生徒33,815件、保護者28,657件、教職員47,985件)(義務教育課) ○県総合教育センターの教育相談事業を受け持つ相談員に対する指導助言等を教育相談顧問(精神科医等)が行った。	平成28年度と同等にスクールカウンセラーの派遣を実施することができた。今後も継続して配置し、県総合教育センターの教育相談事業を受け持つ相談員の資質向上を図っていく。また、深刻な相談についても、専門家が対応できる体制を継続していく。
8	関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課	相談件数 女性相談3,829件(電話:3,519件、面接:310件) 男性相談 106件	電話、面接により、被害者を含む多くの相談者から相談を受けた。今後も関係機関と連携した相談対応を実施していく。
⑨	DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課	○DV防止セミナーの実施(11/17[面前DV～子どもへの影響～]参加者75人) ○デートDV防止出前セミナーの実施(19校) ○DV防止パンフレットの関係機関への配布	DV防止に関するセミナーを実施するとともに、パンフレットを配布してDVに関する正しい知識や相談場所等の必要な情報を提供できた。今後も継続する。
10	児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	子ども家庭課 児童相談所	○児童相談所職員等を対象とした研修を延べ32日実施し、976人が受講した。また、一時保護時の立入調査や臨検・捜索等に関する警察との合同研修を平成29年11月に実施し、61人が参加した。	警察とも合同で行うなど、研修を充実させ、連携を強化することができた。引き続き、児童相談所職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図る。また、警察との合同研修を実施する。
⑩	高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課	○高齢者虐待等高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設した。 ・年間相談件数:45件 ○高齢者虐待対応を担当する市町等職員に対して、事例検討会及び研修会を開催した。 ・事例検討会 2回 参加者92人 ・虐待対応研修会 3回 参加者75人	市町等からの電話相談に応じる相談窓口の開設や職員への研修会の開催により、窓口の充実、担当者の技術の向上が図られた。今後も継続して研修等を開催する。
⑪	障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課	障害者虐待防止センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害者やその関係者からの相談に対応 ・平成29年度通報・相談件数24件	関係機関と連携した相談対応ができた。今後も障害者虐待防止センターにて相談対応を続けていく。

※○印は本文に内容を記載

重点課題 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)				
	取組(施策)	担所属名	平成29年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	専門機関の幹旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部 くらし交通安全課	○被害者の手引交付時等に、民間支援団体等への情報提供の希望確認を実施した。(警察本部) ○犯罪被害者等支援総合調整窓口による情報提供実績:11件 主な紹介先:県が所管するその他の窓口、法テラス、警察、弁護士会等(くらし交通安全課)	情報提供に関する希望の確認結果を報告するよう指示していることから、確実な希望確認が行われていると判断する。今後も被害者のニーズに応じ、関係機関への情報提供につなげることで、損害の回復を図るための情報提供を図っていく。
2	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	○指定被害者支援要員が、被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、被害者が受けることができる様々な支援や被害の軽減・回復を図るための制度について教示した。 ○被害者の手引(交通事故被害者用)の改訂を行った。	警察署・本部事件主管課等が対象事件を把握し、手引の交付についても確認を行っていることから、被害者等に対し漏れなく手引の交付、制度の教示を行うことができたものと判断する。今後も漏れのない交付、教示、手引の内容の充実に努めていく。

重点課題 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)				
	取組(施策)	県機関	平成29年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部	各制度対象者に対して、被害者の手引の交付等により公益財団法人犯罪被害者支援基金、日本財団まごころ奨学金、自動車事故対策機構、交通遺児等育成基金、道路厚生会等が行う支援制度について情報提供を実施した。	警察署・本部事件主管課等による確実な対象事件の把握により、被害者等に対し漏れなく手引の交付、制度の教示を行うことができたものと判断する。今後も漏れのない交付、教示、手引の内容の充実に努めていく。
2	税法上の救済制度の情報提供	警察本部	被害者の手引の交付により、医療費控除、障害者控除、寡婦控除等の税法上の救済制度に関する情報提供を実施した。	警察署・本部事件主管課等による確実な対象事件の把握により、被害者等に対し漏れなく手引の交付、制度の教示を行うことができたものと判断する。今後も漏れのない交付、教示、手引の内容の充実に努めていく。
3	暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部	暴力団犯罪被害者に対して被害者の手引を交付し、暴力団犯罪被害者支援制度の教示をした。	警察署・本部事件主管課等による確実な対象事件の把握により、被害者等に対し漏れなく手引の交付、制度の教示を行うことができたものと判断する。今後も漏れのない交付、教示、手引の内容の充実に努めていく。
④	医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会、実地検査等を通じて周知した。	研修会及び実地検査により、担当者に周知することで医療保険の円滑な利用の確保が図られた。今後も取組を継続する。
5	母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課	平成29年度の補助実績224,014千円で受診件数は184,038件であった。	前年度を下回ったもの、おおむね例年どおりの補助実績であったことから、十分な制度の運用ができたものと判断する。今後もひとり親家庭への支援施策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に寄与していく。
6	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部 くらし交通安全課	各種相談を通じて損害賠償等を希望する被害者に対しては、法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供を実施した。(警察本部)	相談窓口に法テラスのパンフレットを用意する等しており、必要な被害者に対して情報提供ができていたものと判断する。今後も取組を継続する。
7	対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部	関係部署と連携して対象事件の確実な把握に努め、確認結果に応じて公費負担制度を適正に運用した。	日々発生する事件について、システムや関係機関との連携により対象事件を把握、確認し、公費負担制度を適用するとともに結果も併せて確認していることから適正に運用できたものと判断する。今後も同種取組を継続する。
8	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	対象となる被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、申請の受理、裁定を行った。(申請受理14件、裁定7件)	裁定件数が申請受理件数を下回っており、迅速な裁定が行われたとは言えない。今後、専務員を増強する等により、裁定の迅速化を図る。

重点課題 精神的・経済的支援

日常生活の支援(第12条)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
	取組(施策)	県機関		
1	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部 くらし交通安全課	○民間支援団体に対する情報提供により、日常生活の支援(希望先への付添い支援)が1件実施された。(警察本部) ○民間支援団体が行う日常生活の支援について、実情にあった、現場のニーズを考慮した取組を検討した。(くらし交通安全課)	被害者のニーズに応じた日常生活の支援が実施できた。今後も民間支援団体を通じて日常生活の支援ができるよう、民間支援団体に対する情報提供等協力を実施していく。

重点課題 精神的・経済的支援

心理的外傷等からの回復(第13条)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
	取組(施策)	県機関		
1	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	臨床心理士資格を持つ警察官によるカウンセリングを実施した。(14事件28件)	被害者等に対し、カウンセリング制度の確実な教示及び希望確認を行っていることから、必要な被害者等に対して十分に運用できたものと判断する。今後も取組を継続する。
②	カウンセリング費用の公費負担制度について検討する	警察本部	犯罪被害者等へのカウンセリング等費用の公費負担制度を制定し、公費負担を実施した。(5人に対し26回分127千円を支給)	予算を獲得し、制度を立ち上げることができたことから、今後は適正な運用を図っていく。
3	性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部	性犯罪被害者に対し公費負担制度の適正な運用を行い精神的被害の緩和を図った。(25件290千円)	性犯罪被害者に対する支援状況等を確認し、漏れなく公費負担制度を適用することができた。今後も取組を継続する。
4	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○政令市を除く県内全小・中学校(491校)に125人のスクールカウンセラーを配置した。 ○政令市を除く県内全市町(33市町)に36人のスクールソーシャルワーカーを配置した。(義務教育課) ○スクールカウンセラー:県立高等学校22校に配置 2,798時間 ○スクールソーシャルワーカー:県立高等学校2校に配置 939時間(高校教育課) ○10の拠点校にスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣。相談人数は、延べ1,792人。スクールソーシャルワーカーの配置なし。(特別支援教育課)	平成28年度と同等にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣をすることができた。今後も継続して配置・派遣をしていく。
5	犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター	○精神保健福祉相談(面接・電話等):0件 ○こころの緊急支援チーム派遣:0件	平成29年度の実績はなかったが、ニーズに応じた対応ができるよう今後も取組を継続する。
⑥	関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	○高次脳機能障害支援拠点の設置:県内6か所 ○高次脳機能障害総合相談事業(医療相談会)の実施:相談回数 19回、相談人数 延べ51人 ○高次脳機能障害支援従事者研修の開催:開催回数7回、研修参加者 399人 ○高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門家委員会の開催:開催回数2回 ○医療体制連携強化事業の実施:開催回数1回、研修参加者 48人	支援拠点の設置や研修、相談会の複数開催により、高次脳機能障害者や家族の支援を行うことができた。今後も取組を継続する。
7	DV被害者の自立支援	こども家庭課 女性相談センター	○平成29年度の婦人保護施設への入所実績は17人、延べ日数は839日であった。 (こども家庭課) ○電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行った。 ○一時保護中のケースについては、各種手続、弁護士相談等同行支援を行った。 ○婦人保護施設を利用した就労、転宅支援 ○各種証明書の発行(79件) (女性相談センター)	○前年度以上の入所実績等を上げることができた。今後の支援にあたり、女相、施設、市町福祉等の役割分担をケース会議で確認し、具体的な目標を立てることとする。 (こども家庭課) ○電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行うとともに、各種手続、弁護士相談等同行支援を行ったほか、各種証明書の発行も前年度以上の実績を上げることができた。今後も同種取組を継続する。 (女性相談センター)
8	要保護児童への立ち直り支援	児童相談所	平成29年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は523人、延べ日数は13,571日であった。	前年度よりも入所人数等は減少したものの、必要な安全確保をすることができた。今後も一時保護中は、児童相談所の児童福祉司による家庭調整や児童心理司による児童への聞き取りを行い、児童の心理的支援に努めていく。

重点課題 精神的・経済的支援

安全の確保(第14条)				
	取組(施策)	県機関	平成29年度の実施状況(成果)	検証結果
1	加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	関係部署と連携して服役中の加害者の動静や出所情報を把握し、危険性のある場合は、被害者等への連絡、部内での対策会議を開催の上、様々な保護対策を講じた。	出所後に加害者から再被害を受けた被害者はおらず、再被害防止対策の徹底が図られた。今後も取組を継続する。
2	DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	警察本部 児童相談所 女性相談センター	○関係機関と連携したDV被害者・被虐待児童の保護を実施。(警察本部) ○健康福祉センター、市町と協力し、必要なケースについて一時保護を実施(H29年度 69件 内DV50件 同伴児91件)(女性相談センター) ○平成29年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は、523人のうち虐待を事由とする児童は282人であった。(児童相談所)	○相談件数、同伴児ともに前年度を上回った。今後も同種取組を継続する。(女性相談センター) ○一時保護所への入所人数、虐待による児童ともに前年度を大きく下回った。今後も児童の安全確保のため必要と判断した場合は一時保護を実施する。(児童相談所)
3	DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部 女性相談センター	○関係機関と連携し、DV被害者の住民基本台帳閲覧制限を実施(警察本部) ○7件の証明書を発行(女性相談センター)	証明書の発行は前年度を上回った。今後も取組を継続する。(女性相談センター)
4	関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	関係機関で開催する研修会へ参加	研修会への参加により、関係機関の連携強化が図られた。今後も継続して研修会へ参加する。
5	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課 女性相談センター	○県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を3回開催し、第4次静岡県DV防止基本計画の策定、関係機関との情報の共有を行った。(こども家庭課) ○一時保護聴き取り表、チェックシートを活用して情報共有を行った。(女性相談センター)	○県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を複数開催したことで、関係機関との情報共有が図られた。今後もネットワーク防止部会を開催する。(こども家庭課) ○一時保護聴き取り表、チェックシートの活用により情報共有が図られた。今後も取組を継続する。(女性相談センター)
6	保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課 女性相談センター	○平成29年度の保護命令発令件数は34件であった。(こども家庭課) ○相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。 ○申立ての支援を実施(女性相談センター)	○前年度とほぼ同数の保護命令の発令となった。今後、他県および本県の配偶者暴力相談センターの設置状況を把握し、県内市町へ情報を提供していく。(こども家庭課) ○相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行うとともに、申立ての支援を実施することで、保護命令の発令につながることができた。今後も取組を継続する。(女性相談センター)
7	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○「児童虐待防止月間」とそれに伴う「情報提供に関する指針」等の通知を各教育事務所を通して、各市町教育委員会へ周知依頼した。(義務教育課) ○「児童虐待防止月間」とそれに伴う「情報提供に関する指針」等の通知を各県立特別支援学校へ周知依頼した。(特別支援教育課) ○公立高等学校生徒指導主事研修会 平成29年6月20日(火)115人参加 (高校教育課)	○通知の発出と周知依頼により、通告義務の徹底が図られたものと判断する。今後も同種取組を継続する。(義務教育課・特別支援教育課) ○公立高等学校生徒指導主事研修会において指示することで、通告義務の徹底が図られた。今後も同種取組を継続する。(高校教育課)

重点課題 精神的・経済的支援

居住の安定(第15条)				
	取組(施策)	県機関	平成29年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費支出	警察本部	犯罪現場のハウスクリーニングの実施(1件180千円)	ハウスクリーニングの対象となった事件1件について確実に公費支出を行うことができた。今後も適正な運用に努める。
②	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	DV以外の犯罪被害者の県営住宅への一時入居の受入れを実施(1件)	希望した犯罪被害者1人について、県営住宅への一時入居の受入れを実施することができた。今後も一時入居の受入れを継続する。
3	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	DV被害者の県営住宅への一時入居の受入れを実施(2件)	希望したDV被害者2人に対して、県営住宅への一時入居の受入れを行うことができた。今後も一時入居の受入れを継続する。
4	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所 女性相談センター	○一時保護中の様子、支援の状況を市町に情報提供 ○退所前に被害者と面談し、今後必要となる手続等を確認(女性相談センター) ○虐待を事由として一時保護(一時保護所)を行った児童のうち一時保護を解除し家庭へ復帰した児童は167人であった。(児童相談所)	○一時保護中の様子、支援の状況を市町に情報提供するとともに、退所前に被害者と面談して今後必要となる手続等を確認することで、自立支援を実施。今後も同種取組を継続する。(女性相談センター) ○一時保護の解除時に家庭へ復帰できた児童は前年度を上回った。今後も家庭復帰できるよう調整を行う。(児童相談所)
5	犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課 くらし交通安全課	○市町の公営住宅担当課から犯罪被害者の一時受入れの相談・指導の実施(3件)(公営住宅課) ○犯罪被害者等支援担当者研修会を通じて、県・市町の既存制度について確認・活用を働き掛けた。(くらし交通安全課)	○市町の担当課からの相談に応じ、犯罪被害者の公営住宅使用の働き掛けを行った。今後も同種取組を継続する。(公営住宅課) ○犯罪被害者等支援担当者研修会での既存制度の確認・活用を働き掛けたことで、周知が図られた。今後も取組を継続する。(くらし交通安全課)
6	被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所)を行った児童のうち一時保護を解除し施設・里親へ措置(委託)を行った児童は47人であった。	一時保護解除時に施設・里親へ委託を行った児童数は、前年度を上回った。今後も一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行うが、家庭復帰が難しい場合、施設等への入所措置による居住の安定を確保する。
⑦	様々な地域・種類の一時的保護委託先の確保	こども家庭課	DV被害者の一時保護委託先を13か所確保した。(東部5、中部2、西部4、賀茂1、県外1)	前年度を上回る一時保護委託先を確保することができた。今後も一時保護委託先の確保に努める。

重点課題 精神的・経済的支援

雇用の安定(第16条)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
取組(施策)	県機関			
1	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課	新規就労や転職希望者に対し、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を実施した。(17,840件)	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた新規就労、転職希望者に対して同様の取組を継続する。
②	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課	障害を負った人が就職を希望した場合、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を実施した。障害者に対する相談支援件数(36,427件)	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた障害を負った人が就職を希望した場合に、同様の取組を継続する。
③	事業主との間の労使問題に係る相談受理	労働政策課	各県民生活センター(中小企業労働相談所)において、労働問題について県民からの相談に対応 ・平成29年度相談件数は計2,506件	労働問題について犯罪被害者等に特化した相談はなかったが、前年度を上回る相談受理対応を実施できた。今後も労働相談を継続して実施する。

重点課題 精神的・経済的支援

捜査の過程における配慮等(第17条)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
取組(施策)	県機関			
1	被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部	指定被害者支援要員指定数585人(県本部34人、鉄道警察隊2人、高速隊19人、警察署530人※うち女性134人)	支援対象事件の犯罪被害者等に対して、指定被害者支援要員を運用し事情聴取や病院への付添いや被害者が必要とする捜査や司法手続等の情報提供を行うなどにより、二次的被害防止は図られたものと判断する。今後も取組を継続する。
2	指定被害者支援要員に対する研修	警察本部	指定被害者支援要員研修会を実施(5回)	前年度同様に県内各署及び本部の指定被害者支援要員に対して研修会を開催し、犯罪被害者に対する二次的被害の防止に関する教養を行った。今後も取組を継続する。
3	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部	初任科、刑事任用科及び女性犯罪捜査専科において入校生に対する犯罪被害者支援研修を実施した。(10回)	前年度同様に警察学校入校生に対する被害者支援研修を実施することができた。今後も取組を継続する。
4	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	再掲:臨床心理士資格を持つ警察官によるカウンセリングを実施した。(14事件28件)	再掲:カウンセリング制度の説明、希望確認を実施し報告するよう指示していることから、必要な被害者等に対して十分に運用できたものと判断する。今後も取組を継続する。
5	司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部	遺族の精神的負担軽減のため、司法解剖した遺体の修復を公費で実施した。(58体1,588千円)	遺体修復件数は前年度を下回ったが、必要な遺体修復は確実に実施できた。今後も取組を継続する。
6	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部	静岡県産婦人科医会及び認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携し、性犯罪被害者が必要とする支援を実施した。 ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに対する性犯罪被害者の情報提供数19件 ・性犯罪被害者に対する公費負担34人	産婦人科医から直接被害者支援センターにつながったケースはなかったものの、必要に応じ、それぞれ個別に連携して対応することができた。今後も相互の連携の強化を図っていく。

重点課題 関係機関相互の連携

民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
取組(施策)	県機関			
①	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	警察本部から認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに被害者等に関する情報提供を実施した。(30件)	ほぼ前年度と同数の情報提供を実施することができた。今後も被害者の希望を確認の上、情報提供を実施していく。
2	民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部 くらし交通安全課	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報、講演会を実施した。 ・街頭広報3回:11/21(火)、28(火)、29(水) ・実施場所:JR静岡駅、沼津駅、浜松駅、講演会:11/25(土)	前年度と同様の街頭広報、講演会の開催を実施することができた。今後も取組を継続する。
3	民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターによる見舞金及び防犯ブザーの交付に協力した。 ○見舞金の交付13件250千円 ○防犯ブザーの交付41件	見舞金の交付数は前年度を下回ったものの、見舞金の対象になる事件では、全て交付されるよう協力した。今後も取組を継続する。

重点課題 関係機関相互の連携

緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
取組(施策)	県機関			
1	指定被害者支援要員の弾力的な運用	警察本部	指定被害者支援要員指定数585人(県本部34人、鉄道警察隊2人、高速隊19人、警察署530人※うち女性134人) ・弾力的な運用実績:なし	死傷者多数の事件等に備え、指定被害者支援要員に対して他所属への派遣等についても教養を行ったが、弾力的な運用を要する事件の取扱いはなかった。今後も同様の取組を継続する。
②	署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部	警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催(26回※うちシミュレーション訓練8回)	ほぼ全ての警察署で犯罪被害者支援連絡協議会を開催することができた。今後も同様の取組を継続する。

重点課題 理解の増進

県民の理解の増進(第19条)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
取組(施策)	県機関			
1	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部 くらし交通安全課	○静岡県警察ホームページに、犯罪被害者等支援制度を掲載した。 (警察本部) ○静岡県ホームページに犯罪被害者等支援に係る制度や広報啓発活動状況を掲載した。 (くらし交通安全課)	前年度同様、ホームページを活用した広報啓発が行われている。今後はさらに他の広報媒体の活用も検討していく。
②	犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部 くらし交通安全課	犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)に、静岡市、沼津市、浜松市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、弁護士会、司法書士会等と協働した集中的な広報活動を実施した。 ・街頭広報:11/21(火)、28(火)、29(水) ・実施場所:JR静岡駅、沼津駅、浜松駅 (警察本部・くらし交通安全課)	前年度同様、犯罪被害者週間に集中的に広報活動を実施することができた。今後も同様の取組を継続する。
③	犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部 くらし交通安全課	静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会の開催した。 ・開催日:11/25(土) ・開催場所:清水テルサ (警察本部・くらし交通安全課)	前年度同様、犯罪被害者等支援講演会を開催することができた。今後も取組を継続する。
4	「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課	リーフレットを活用して啓発活動を実施した。 ・開催日:11/21(火)、28(火)、29(水) ・実施場所:JR静岡駅、沼津駅、浜松駅	前年度同様、犯罪被害者週間の広報活動ではリーフレットを活用した。今後も同様の取組を継続する。
5	被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部	○遗体修復に協力した業者に対して感謝状を贈呈した。 ○命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクールにおける優秀者5人を表彰した。	協力業者や作文優秀者に対する感謝状等の贈呈により、社会全体で犯罪被害者等を支援する県民の機運の醸成につながったものと思料する。今後も同種取組を継続する。
6	「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課	児童虐待防止静岡の集いの開催 ・開催日:11/11(土) ・開催場所:静岡県総合社会福祉会館、静岡市内	計画どおり、児童虐待防止静岡の集いを開催して県民の理解促進を図ることができた。今後も同種取組を継続する。

重点課題 理解の増進

学校における教育(第20条)		平成29年度の実施状況(成果)		検証結果等
取組(施策)	県機関			
①	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部 教育委員会 (義務教育課・高校教育課) くらし交通安全課	命の大切さを学ぶ教室の開催(12校、受講者5,147人) (警察本部・教育委員会) ※生命のメッセージ展の開催(講話9校、展示12校) (くらし交通安全課・高校教育課)	命の大切さを学ぶ教室を、前年度と同数開催することができた。また、生命のメッセージ展を新たに開催することができた。今後も取組を継続する。
2	生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会 (義務教育課・高校教育課)	○学校、家庭、地域と連携し、他人を思いやる心、生命を大切に育む心等を育む道徳教育の推進を図るため、道徳教育研修会等を通じ、研究指定校の取組を県内小中学校に広めた。 (義務教育課) ○介護・保育実習の実施 高等学校実施率 97.8% (高校教育課)	○道徳教育研修会等により、道徳教育の充実が図られた。今後道徳の教科化を見据え、問題解決学習や体験的な学習を取り入れた質の高い指導法や評価等についての共通理解を図るため、全小・中学校及び義務教育学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施 (義務教育課) ○体験活動を推進することで、生命や自然を大切に育む心等の育成が図られた。今後も同種取組を継続する。 (高校教育課)
3	こころの教育の推進	教育委員会 (高校教育課)	○心を育む地域連携研修会 ・県内10地区で実施 参加者数789人 ○心の教育学級懇談会の実施	前年度と同規模の心を育む地域連携研修会及び心の教育学級懇談会を実施することができた。今後も取組を継続する。
4	体験活動を通じた教育の推進	教育委員会 (義務教育課)	自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、全小・中学校に啓発した。	全小・中学校及び義務教育学校に啓発したことで、豊かな人間性を育む教育の推進が図られた。今後も取組を継続する。
5	私たちの道徳の配布	教育委員会 (義務教育課)	政令市を除く県内全小中学生に配布した。	計画どおり、政令市を除く県内全小中学生に配布することができた。今後も取組を継続する。
6	生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	特別支援学校のうち豊かな人間性を育む体験活動等を実施した学校は100%。人権教育に取り組んだ学校は100%。	全特別支援学校で豊かな人間性を育む体験活動、人権教育への取組が実施された。今後も取組を継続する。
7	豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	全ての学校が所在地域での交流及び共同学習を実施。また、424人が居住地域での交流及び共同学習を実施。副次的な籍「交流箱」を活用したモデル的取組を実施した。	全特別支援学校で交流及び共同学習を実施して、豊かな人間性と社会性の育成を図ることができた。今後も取組を継続する。

重点課題 理解の増進

犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)			
取組(施策)	県機関	平成29年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	指定被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部 再掲:指定被害者支援要員研修会を実施(5回)	再掲:前年度同様に県内各署及び本部の指定被害者支援要員に対して研修会を開催し、犯罪被害者に対する二次的被害の防止に関する教養を行った。今後も取組を継続する。
2	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部 再掲:初任科、刑事任用科及び性犯罪捜査専科において入校生に対する犯罪被害者支援研修を実施した。(10回)	再掲:前年度同様に警察学校入校生に対する被害者支援研修を実施することができた。今後も取組を継続する。
3	女性地域警察官研修会の開催	警察本部 ひまわり窓口担当者研修会を開催	前年度同様、ひまわり窓口担当者研修会において犯罪被害者の心理等について教養を実施することができた。今後も取組を継続する。
4	女性被害捜査官研修会の開催	警察本部 警察署女性被害捜査官等研修会を開催(4回)	前年度同様、女性被害捜査官等研修会において性犯罪被害者の特性等について教養を実施することができた。今後も取組を継続する。
5	警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部 相談係研修会を開催(2回)	例年どおり、年2回の相談係研修会を開催して被害者支援業務の習熟を図ることができた。今後も取組を継続する。
6	犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部 指定被害者支援要員研修会等及び警察学校入校生に対する被害者支援に関する教養時に、併せて犯罪被害者等支援従事者が受ける代理受傷について教養を実施した。	計画どおり、被害者支援に関連する全ての研修時に、代理受傷について教養を実施することができた。今後も取組を継続する。
7	犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課 犯罪被害者等総合調整窓口にて電話相談に活用した。	平成28年度は研修会に活用したが、平成29年度は電話相談に活用した。今後も同様に活用を図っていく。
8	県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課 再掲:県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者との合同研修会を開催した。 ・開催日:11/8(水)、11/13(月)、11/16(木) ・開催場所:県庁、浜松総合庁舎、東部総合庁舎	再掲:くらし交通安全課と警察本部が初めて合同研修会を行うなど、窓口の充実、担当者の技術の向上に向けた取組が行われた。今後も継続して各種研修等を開催する。
9	DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課 女性相談センター 児童相談所 ○各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施。 □第1回女性保護担当職員・女性相談員研修 4/7(58人) □第2回女性相談担当職員・女性相談員研修 10/4(53人) □第3回女性保護担当職員・女性相談員研修 2/23(60人) □女性保護・DV相談担当者研修会 5/12(中遠37人) 5/19(賀茂14人) 5/26(東部52人) 6/2(藤枝35人) □女性相談員スーパービジョン研修 6/26(30人) □女性相談員事例検討会 12/1(中西部 12人) 12/8(東部 12人) (女性相談センター) ○市町児童相談担当職員研修の開催(延べ5日で141人参加) (児童相談所)	DV、児童虐待の相談員向け研修が複数開催され、支援体制の整備、相談員の資質向上につながった。今後、同種取組を継続するほか相談業務内でのDV被害者グループ相談会を実施して、更なる相談体制の整備等を図る。
10	犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター ○こころの緊急支援活動研修(講義・演習) 対象:学校、行政、医療、警察職員 6月19日(参加者78人)10月20日(参加者59人) ○研修講師「こころの緊急支援チーム派遣校における教職員の心のケアについて」対象:学校職員、参加者数:50人	こころの緊急支援活動に係る研修会を開催し、学校職員、医療、行政及び警察職員等犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者に被害者等の心情等について理解を深めることができた。今後も取組を継続する。
11	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会 (義務教育課) なし	なし

重点課題 理解の増進

意見の反映(第22条)			
取組(施策)	県機関	平成29年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	アンケート調査の実施	警察本部 なし	平成33年度に策定する第2次推進計画の策定に向け、平成31年度にアンケート調査を実施する予定
2	有識者の意見の反映	警察本部 推進計画に対する平成28年度の実施状況を検証する際、有識者への意見聴取を実施	推進計画の実施状況の検証時に有識者への意見聴取を実施し、担当課に有識者の意見を伝えて対応を求める等意見を反映させた。今後も同種取組を継続する。
3	パブリックコメントの実施	警察本部 くらし交通安全課 なし	平成33年度に作成する第2次推進計画策定時にパブリックコメントを実施する。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

静岡県犯罪被害者等支援推進計画
検証結果（平成 29 年度）

平成 30 年 12 月

静岡県警察本部警務部警察相談課犯罪被害者支援室